

2020年6月5日

ビルメンテナンス議員連盟

会長 伊吹文明 殿

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

会長 一戸隆男

全国ビルメンテナンス政治連盟

理事長 木下雅俊

新型コロナウイルス感染症対策に関する従事者慰労金に関する要望

拝啓 日頃よりご指導を頂き、誠にありがとうございます。

さて、2020年5月27日に31兆9,114億円の第二次補正予算が閣議決定されており、同補正予算の中では、医療従事者に対して非課税の慰労金の支給が含まれていると承知しております。

私どもビルメンテナンス業界は、建築物の衛生的環境の確保をその任として、全国の医療施設の多く（約90%）の清掃業務も担っております。

つきましては、以下の点について要望を提出させていただきますので、特段のご配慮をお願いいたします。

敬具

記

（要望）

医療従事者に対して支給される慰労金の対象者について、医療法第15条の3、医療法施行令第4条の7及び医療法施行規則第9条の15に基づき、医療施設の清掃業務の委託を受けている事業者を含んでいただきたい。

（理由）

国民の健康と安全を守る医療従事者が、その能力を最大限に発揮するためには、活動の場となる医療施設が十分に機能することが前提となります。清掃業務は、医療施設の衛生の確保だけでなく、新型コロナウイルス感染症の拡大の抑制（クラスターの発生防止）にも不可欠であります。

また、医療施設の清掃業務は87.5%と高い割合で外部に委託されております（一般財団法人医療関連サービス振興会調べ）。しかしながら、今般の慰労金の支給にあたっては、清掃業務にあたる従事者が「医療機関に直接雇用されている場合」は対象となりますが、同じ就労環境・業務内容であっても「外部委託業者に雇用されている場合」は対象となりません。前述のとおり、医療施設の清掃（衛生環境の確保）のほとんどが外部委託されていることや、また国策である「同一労働同一賃金」の精神に鑑みると、外部委託事業者の従事者にだけ慰労金が支給されないのは、妥当性を欠くものであると言わ

ざるを得ません。

医療施設において外部委託している業種は多岐にわたりますが、清掃業務は前述のとおり 87.5%が外部委託されております。受託している事業者は、医療法第 15 条の 3、医療法施行令第 4 条の 7 及び医療法施行規則第 9 条の 15 にあるとおり、厚生労働省令で定める基準を満たす品質でサービスを提供しております。これを証明する「院内清掃サービスマーク認定（医療関連サービス振興会が実施）」を取得している数も、1,500 にのぼっております。

同様に、私ども全国ビルメンテナンス協会では独自の取り組みとして、医療法第 13 条の 3 が定める業務を外部に委託するときの規定を順守し、平成 6 年より毎年、病院清掃に携わる受託責任者を養成する「病院清掃受託責任者講習会」を開催しております。同講習会では、患者中心のチーム医療には、感染制御の観点から清掃従事者も一員に含まれているという教育をしており、病院内における役割は大きいものと自負している次第です。

従いまして、委託業者においても医療機関が直接に雇用している従事者と同じように教育し、職務に専念しておりますので、差を設けることなく、慰労金の対象者に含んで頂きますよう、お願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れている病院と協議して、日夜、清掃業務にあたっている実際の例として、ある県の市立病院と受託しているビルメンテナンス業者の記録を添付させていただきますので、当業界の現状をご認識いただく資料としてご参考にしていただきますよう、お願いいたします。

以上